

## いじめの防止等のための基本方針

帯広南商業高校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための実施すべき施策を以下に定める。

### ●いじめの基本的な考え方

#### <いじめの定義>

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

#### <いじめの基本認識>

- ① いじめはどの生徒にも、本校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

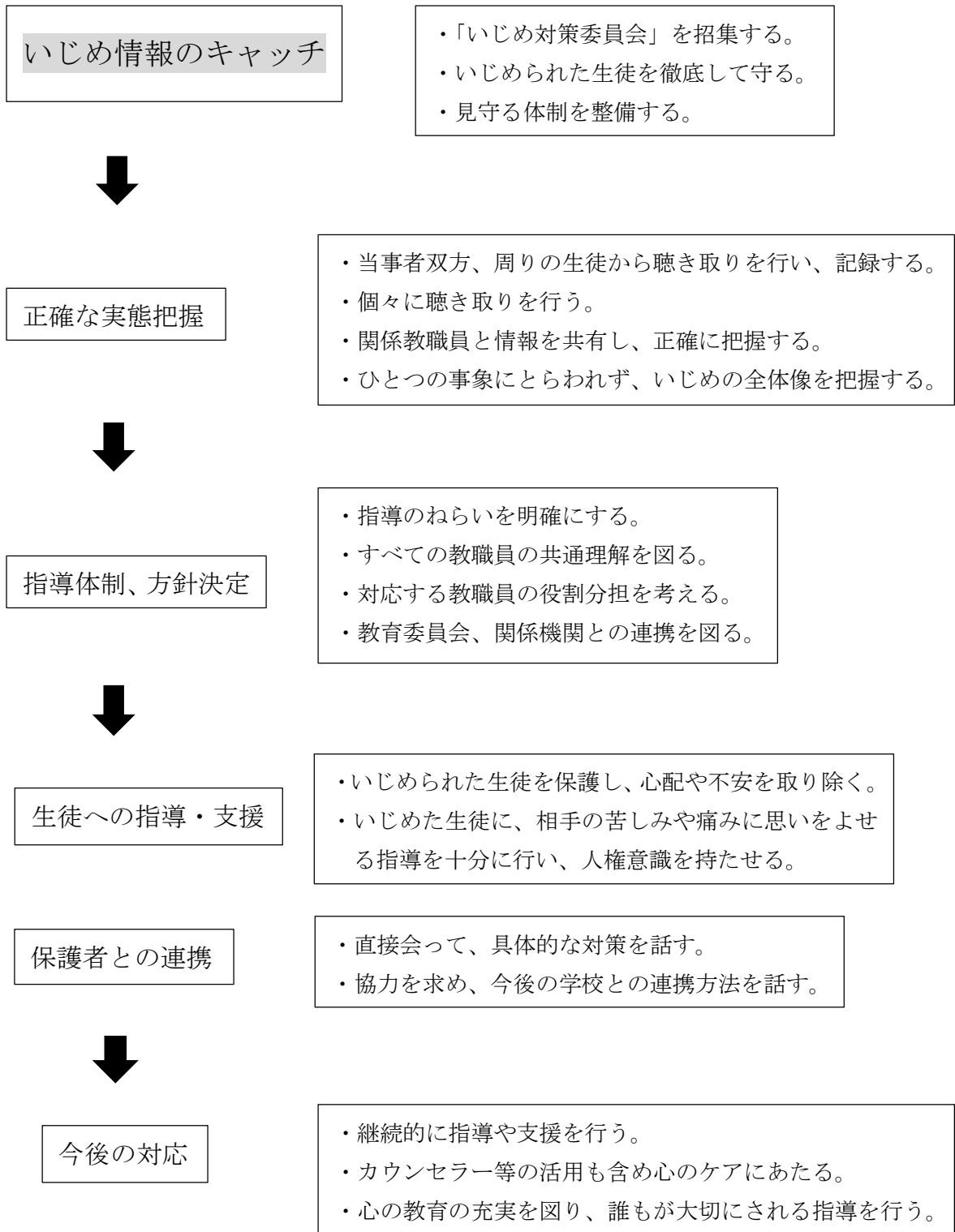
### ●いじめの未然防止への取り組み

- (1) 生徒や学級の様子を知ること。
- (2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに取り組むこと。
- (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てること。
- (4) 保護者や地域の方への働きかけを行うこと。

### ●いじめの早期発見の取り組み

- (1) 生徒の立場に立ち、生徒を共感的に理解し、教職員のいじめに気づく力を高める。
- (2) 生徒の様子に目を配り、学校生活での人間関係がどうであるかを把握する。
- (3) 定期的に個人面談週間を設ける。
- (4) いじめ実態調査アンケートを学期に1回以上実施する。
- (5) 教育相談部を活用する。

●いじめの早期対応の基本的な流れ



●学校全体の取り組み

